

塩谷町告示第 14 号

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めるので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、当該地域計画の案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに塩谷町に意見書を提出することができる。

令和 7 年 3 月 7 日

塩谷町長 見形 和久

1 地域計画の案を作成した地域

町内 19 地区

「板橋・天頂・合柄橋・井戸神・百目鬼・長峰・羽谷久保」
「佐貫・沼倉・宿下・宿上・川村・清水」「新谷・山口・新田・船場・西古屋・道谷原」
「上沢」「玉生宿・西山・河原・東房・下寺島・上寺島・鳥羽新田・喜佐見・熊ノ木」
「金枝・風見山田・泉」「喜多・道下」「原荻野目・飯岡・芦場新田」「梶橋・田所上」
「田所中・田所下」「大宮上・中・下」「諸杉」「肘内」「大久保」「熊ノ草・東古屋」
「玉東」「高原・釈迦ヶ岳」「上平」「風見」

2 縦覧期間

自 令和 7 年 3 月 7 日

至 令和 7 年 3 月 21 日

3 縦覧場所

塩谷町役場産業振興課 塩谷郡塩谷町大字玉生 9 5 5 番地 3

4 意見書の提出方法等

- （1）意見書を提出できる者は、当該地域計画の利害関係人とする。
- （2）意見書の提出期限は、令和 7 年 3 月 21 日とする。
- （3）意見書（様式自由）により塩谷町産業振興課へ直接持参、郵送等にて提出する。
- （4）意見書には、住所、氏名及び意見内容を明記する。なお、受付時間は、執務時間内とする。
- （5）意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ処理結果を公告することとする。